



平成 28 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名：北海道中央バス株式会社
代 表 者 名：取締役社長 牧野 和夫
(コード番号 9085 札幌証券取引所)
問 合 せ 先：取 締 役 大森 正昭
常務執行役員
TEL 0134-24-1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の第73回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役任期の変更

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。また、これに伴い任期調整の規定を削除いたします。ただし、平成27年6月26日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を新設いたします。(変更案第20条及び附則)

(2) 取締役会の招集権者及び議長の変更

取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、取締役会の招集権者及び議長を、取締役社長から代表取締役へ変更するものであります。(変更案第21条)

(3) 役付取締役の変更

平成27年6月の執行役員制度導入に伴い、役付取締役に関して専務及び常務は執行役員の役位とするため、専務取締役及び常務取締役を削除するものであります。(変更案第26条)

(4) 社外取締役の責任限定契約に関する規定の新設

社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を招聘することができるようにするため、責任限定契約に関する規定を新設するものであります。(変更案第29条)

なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(5) 上記変更による条文の新設に伴い、現行定款の条数を順次繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月29日
定款変更の効力発生日	平成28年6月29日

以 上

[別紙] 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 22 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p>(役付取締役の選定)</p> <p>第 26 条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、<u>専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>第 27 条～第 28 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序によりこれにあたる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第 22 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役の選定)</p> <p>第 26 条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名を選定することができる。</p> <p>第 27 条～第 28 条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外取締役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 29 条～第 42 条 （条文省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第 30 条～第 43 条 （現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p><u>第 20 条の規定にかかわらず、平成 27 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成 29 年開催の定時株主総会終結の時までとする。本条は、期日経過をもって削除する。</u></p>

以 上